# 地方からの提案個票

# <各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
20	農用地区域からの除外に係る8年要件の起算点の見直し	1
3	幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し	4
6	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱの研修受講要件等の見直し	7
2	保育所における保育室等の居室面積に関する基準の見直し	14
7	保育士の就業状況等の届出の努力義務化	17
18	障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直し	20
37	法律等に基づく計画策定に係る義務付け(実質的な義務付けを含む)の見 直し	28
14	国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し	36
10	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し	46
19	難病法による特定医療費の支給認定等の見直し	

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業·農地

#### 提案事項(事項名)

農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し

#### 提案団体

福岡県、九州地方知事会

#### 制度の所管・関係府省

農林水産省

#### 求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。

また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水大臣が積極的にその旨を認めてほしい。

#### 具体的な支障事例

農業振興地域内の農用地区域からの除外については、法令において「工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地である」ことが要件の一つとなっており、農業振興地域制度に関るガイドライン第16-2-(3)-⑤においては、「『工事が完了した年度』とは、事業の効果が全体的に発現するのは事業全体が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、工事完了公告における工事完了の日の属する年度と解されること」とされている。

河川の両岸に跨る土地改良事業において、左岸側は平成 21 年度に完了していたにもかかわらず、右岸側は広域であり、かつ地盤沈下対策があったことなどから、完了が平成 30 年度になったため、左岸側についても、平成 30 年度から8年間は農用地区域からの除外が一律に出来ないこととなった。

一方で、左岸側については、九州農政局長より平成 21 年 11 月に「工事の完了予定の通知」を受けるとともに、 平成 22 年 1 月には土地改良法施行令第 52 条の2に基づく、「負担金の支払い期間の始期の指定」通知を受け、平成 22 年度から同事業に係る負担金の支払いを開始している。

このことは、地方農政局としても事業効果の発現は認めていた証左であると考えられる(土地改良法施行令第52条の2第4項第1号でも、「地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生した」等と認められる場合の負担金の支払い始期が規定されている)。事業効果の発現が、農用地区域からの除外に係る起算点として認められない現行制度は均衡がとれていないものと考える。

また、国営土地改良事業に係る特別徴収金については、当該事業の受益地が事業完了後8年を経過する日までの間に目的外用途に転用された場合に徴収できることされているが、この場合の8年間の起算日については、当該事業の工事の完了につき「公告があつた日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)」とされている。

特別徴収金制度と同様に、農林水産大臣が、当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めた一部の 地域については、農用地区域からの除外に係る8年要件の起算点をその認めた年度の翌年度の初日とすることを求める。

#### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業効果が発現した土地については農林水産大臣が積極的にその旨を認め、8年要件の起算点をその翌年度の初日とすることで、土地の効率的な利用が可能となり、地域の実情に応じた開発等に資する。

#### 根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第2項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条、農業振興地域制度に関するガイドライン第 16 条(農業振興地域整備計画の変更) - 2(3) - ⑤

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

愛媛県、久留米市

〇ネットワーク型のコンパクトな都市づくりに取り組む中で、位置的ポテンシャルの高い鉄道駅周辺への都市機能とそれを支える人口の維持・誘導を目指している。しかしながら、当市も事業対象となっている土地改良事業は、50年の事業期間を有しており、その事業地は2県にまたがる膨大な面積となっている。地区全体における工事完了公告から8年経過するには、今後50年以上を必要としており、営農者も含めた市全域での持続可能な都市づくりの展開に支障をきたしている。そのため、地域の実情に応じ部分完了をもって工事の完了の日と解釈できるなど、弾力的な解釈を要望する。

#### 各府省からの第1次回答

農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外する場合の要件については、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から、土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることとしている。

この場合において、「工事が完了した年度」については、事業の効果が全体的に発現していること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「工事完了公告における工事完了の日の属する年度」としている。

しかしながら、工事の完了公告前であっても、その工事の一部が完了している一定の地域について、事業の完了によって得られる効果の全てが発現していると農林水産大臣が認める場合は、これを「工事が完了した」と解することに支障がないことから、当該一定の地域について、事業の完了によって得られる効用の全てが発生したと農林水産大臣が認める時点も「工事が完了した年度」と取り扱うよう、農業振興地域制度に関するガイドライン改正を行う。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成 22 年度に農林水産大臣が、効果の全てが発現したと認めた本件の地域について、改正後のガイドラインの要件を満たすものとしていただきたい。

また、ガイドライン改正時期についても、お示しいただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

#### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、ガイドラインの改正を速やかに行うように求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

一部の地域に係る負担金の支払期間の始期を決定した年度など、どのような場合に「工事が完了した年度」に該当するか明確になるよう、早急にガイドラインを改正いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

ガイドラインを改正し、工事の完了公告前であっても、土地改良事業等の施行区域内にある一部の土地につき、 当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと国が認める場合は、これを「工事が完了した」と解 し、国がその旨を公表することを規定することとしたい。

なお、ガイドラインの改正は、令和2年中を予定している。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、文部科学省、厚生労働省 第2次回答

管理番号 28 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

#### 提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し

#### 提案団体

藤枝市

#### 制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

#### 求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の付近にある園庭に代わるべき場所を園庭としてみなすこと。

#### 具体的な支障事例

保育所の設置基準では、保育所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を屋外遊技場とみなしてよいこととされているが、幼保連携型認定こども園の園庭は、園舎と同一敷地内または隣接する位置に設けることが原則とされている。既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際、狭小地においては、同一敷地内や隣接地に園庭を設置することが困難な立地条件の施設もある。

本市の支障事例は、幼児の徒歩圏内に公園があるにも関わらず、一時的に民間駐車場を園庭として有償で借上げ、設置認可のために借地権を設定するなど、こども園設置者にとって大きな負担となっており、何より、子供たちの身体づくりに影響を与える規定になっている。

#### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しやすくなり、地域の保育定員の増加につながる。施設改修時においても、施設設置者の負担軽減と子供たちの健やかな成長を守ることができる。

#### 根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、新潟市、浜松市、豊橋市、稲沢市、徳島県、愛媛県、松山市、宇和島市、長崎市、大分県、指宿市

- 〇施設改修時に隣接地等がないため、仮設園舎と園庭面積を確保できる用地を探す必要が出ており、改修時 の基準緩和が必要である。
- 〇既存の民間保育所が令和2年度に幼保連携型認定こども園へ移行を希望したが、園舎と同一の敷地内又は 隣接する位置に設けられるべき園庭面積が幼保連携型認定こども園の認可基準に対して不足していたため、保 育所型認定こども園に移行した事例がある。
- 〇当市においては、保育所から幼保連携型認定こども園への移行を希望した場合において、園庭に関する基準 を満たすことができず保育所型認定こども園を選択せざるを得ないケースが生じている。
- ○市街地の幼保連携型認定こども園について、老朽化のため近隣地への移転を検討しているが、園舎と同一

敷地内または隣接する位置への園庭の設置が原則とされているものの、市街地ということもあり、園庭の面積も 含めた土地の確保が難しい。

#### 各府省からの第1次回答

幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に出入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。

一方で、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、園庭の面積基準の「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積は、安全に移動できる場所であることなど一定の要件を満たせば、必ずしも園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所(近隣の公園でも可)の面積を園庭の面積として算入することができるとする移行特例を設けている。

しかしながら、藤枝市のご提案は、移行特例の「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積のみならず満3~5歳児に係る園庭の面積についても、さらには、新設の場合の園庭の面積についても、基準を見直し、園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所(近隣の公園でも可)の面積を園庭の面積として算入することができるようにすることを求めているものである。

園庭の位置及び面積については幼児教育の根本に関わる重要なものであり、その要件を緩和するということは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねず、要件緩和により幼児教育としての質の確保を担保できなくなるおそれがあることから、ご提案を採用することは困難である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市では、幼児教育と保育を一体的かつ総合的に行う施設として、積極的に幼稚園の認定こども園化に取り組んでいる。

当市の提案は、保護者の仕事と育児の両立支援による待機児童ゼロの維持に向けた幼保連携型認定こども園への移行促進を図るために、付近の公園等も園庭とみなすことを求めるものであるが、園庭の教育的役割の重要性については、当市も十分に理解しているところである。

幼保連携型認定こども園は、幼児教育としての機能に加え保育所機能も有する施設であり、同一の敷地内にある園庭と公園等を、子どもの年齢や教育・保育の目的に合わせて併用して活用することは、幼児教育と保育の一体的推進を促すものであると考えている。

また、公園等においても遊びを通じた学びは可能であり、徒歩圏内の公園への移動が学びに支障を及ぼすことはないと考える。更には、地域住民との交流による学びなど2次的な教育効果も期待できるため、安全性等が担保されれば、公園等も教育的役割は十分果たせるものと認識している。

なお、当市の一部の保育所では、付近の公園等を屋外遊戯場とみなして認可されている園もあり、そのような状況においても子ども達はのびのびと活動をしており、幼児教育・保育の質も十分に確保されていると認識している。

当市の提案は、移行特例の見直しにとどまるものではないが、移行特例の条件(満2歳の園児に係る園庭の面積に限り算入が可能)は限定的であり、幼稚園から同じ定員で移行する場合、園舎面積が拡張し園庭面積が減るなど移行に支障が生じるため、園庭の面積参入に関して、少なくとも移行の際不足する面積については、公園等も参入することができるよう求めるものである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

#### 地方六団体からの意見

#### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の 許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最 適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- ○園庭は園舎と一体的に設置され、かつ現行の面積基準を満たすものでなければならないという理由について、合理的な説明をいただきたい。
- 〇近隣の公園等代替地も含めて必要な園庭の面積が確保されれば質の確保は可能ではないか。現在の園庭 の基準について柔軟な運用を検討いただきたい。
- 〇幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際に、新たな施設の整備等に伴い園庭の拡張が必要になる場合もあるが、特に市街地など土地の確保が困難な地域においては対応が難しいことから、園庭の基準を緩和すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室から自由に出入りできるよう、園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。仮に園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にない場所を園庭の代替地とした場合は、物理的に上述のような教育機能を担保することが困難となり、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねない。このように、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が幼児教育の根本に関わる重要な意味を持っていることを御理解いただきたい。

また、園庭の設置・面積については、園舎と同一の敷地内または隣接する位置に存する建物の屋上についても、地上の園庭と同様の環境が確保されているなど一定の要件を満たした場合には、園庭としての必要面積に算入することができるほか、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、園庭の面積基準の「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積は、安全に移動できる場所であることなど一定の要件を満たせば、必ずしも園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にない場所(近隣の公園でも可)の面積を園庭の面積として算入することができるとする移行特例を設けている。提案団体によれば、移行を計画している施設については、園舎・設備及び園庭並びに定員設定等の整備計画の詳細はまだ決まっておらず、現段階では不足する見込み面積を算出することは難しい状況ということだが、まずはこうした制度を活用しつつ、園庭面積を確保可能な園舎の設計・設置(既存園舎の活用を含む)や、確保できる面積に応じた年齢ごとの定員設定等を検討していただきたい。一方で、御意見を踏まえ、提案団体のケースのように、幼保連携型認定こども園への移行の際の園舎建て替え

一方で、御意見を踏まえ、提案団体のケースのように、幼保連携型認定こども園への移行の際の園舎建て替え 時期に一時的に園庭に関する基準を満たさない状況が生じた場合に、幼保連携型認定こども園における教育・ 保育の実施に支障がない範囲において基準の柔軟な取り扱いが可能かどうか検討を行ってまいりたい。